

短期継続保証制度要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>4. 保証限度額および保証形式</p> <p>(1) 保証限度額</p> <p>3,000万円以内とする。</p> <p>ただし、平均月商の2倍以内とし、1企業者1口限りとする。</p> <p>なお、<u>一般無担保保険または一般普通保険</u>にかかる保証による取扱とし、既存の一般無担保保証残高を含め8,000万円<u>以内</u>とする。</p>	<p>4. 保証限度額および保証形式</p> <p>(1) 保証限度額</p> <p>3,000万円以内とする。</p> <p>ただし、平均月商の2倍以内とし、1企業者1口限りとする。</p> <p>なお、<u>一般保険</u>にかかる保証による取扱とし、既存の一般無担保保証残高を含め8,000万円<u>を超えないこと</u>とする。</p>
<p>11. 信用保証料率</p> <p>年0.45%から1.90%とする。</p> <p>なお、有担保割引、会計参与設置会社割引の適用の場合は、各0.1%割引する。</p> <p><u>(注：地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる。)</u></p>	<p>11. 信用保証料率</p> <p>年0.45%から1.90%とする。</p> <p>なお、有担保割引、会計参与設置会社割引の適用の場合は、各0.1%割引する。</p>

<p>17. 初回取扱期間</p> <p>初回取扱期間は、<u>平成30年</u>6月1日保証申込受付分から<u>令和3年3月31日</u>保証承諾分までとする。</p>	<p>17. 初回取扱期間</p> <p>初回取扱期間は、<u>2018年</u>6月1日保証申込受付分から<u>2020年3月31日</u>保証承諾分までとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>令和元年12月2日</u>から施行する。</p> <p>[制定：<u>平成30年</u>5月22日] [改正：<u>平成30年</u>11月13日] <u>[改正：令和元年11月1日]</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>2018年12月3日</u>から施行する。</p> <p>[制定：<u>2018年</u>5月22日] [改正：<u>2018年</u>11月13日]</p>